

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化ならびに経営の透明性、公正性を高め、安定的に企業価値を高めていくために、経営上の組織や仕組みを整備し必要な施策を実施し、株主利益に根差したコーポレート・ガバナンスの実現を目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

議決権行使をより容易にするべく環境づくりの必要性は認識しておりますが、現段階では、議決権行使率が9割を超えており、議決権電子行使プラットフォームの利用は必須とまではいえませんので、機関投資家や海外投資家の比率が増加して、議決権行使率が低下した場合は、導入を検討いたします。

招集通知の英訳は、現段階では行なっておりませんが、将来的に実施することを検討いたします。

【補充原則4-1-2】

当社では中期経営計画を策定いたしました。株式会社カネカが親会社となったことから、シナジー効果等経営戦略に織り込むため、内容の見直し・精査・検討を引き続き実施しております。

【補充原則4-10-1】

現時点で、当社においては独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておらず、また取締役の選任・報酬の検討にあたり独立取締役を構成員とする諮問委員会を設置してはおりません。しかしながら、報酬に関しては社外監査役で構成する報酬検討委員会があり、その他取締役会で重要事項を検討・決定するに当たり独立社外取締役の関与・助言を得ております。

今後は、独立社外取締役が、より適切な関与・助言をできるようにする体制を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

現在当社では、取締役会の実効性についての分析・評価を実施しておりません。これに関して検討してまいりましたが、分析・評価手法として様々なものが考えられ、当社にはどのようなものが最適なのかの結論が出ておりません。今後も、実施する方向で引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

現段階での取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下のとおりですが、これらに加えてトレーニングが必要かについての検討は進めてまいります。

・新任の社外取締役、社外監査役に対し、有価証券報告書や事業報告等の資料を提供して当社の事業内容の説明をし、工場等の各拠点の視察を実施しております。

・外部機関の開催するセミナーの紹介等、トレーニングの機会および情報を提供します。

・各自が随時外部講習会や交流会へ自発的に参加しております。

・法律事務所等、外部の専門家による講習会を定期的を実施することを検討しております。

・トレーニングに関する費用は、当社が負担します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社が保有している株式は、取引銀行および当事業に関する取引先のものであります。

保有している主な理由は、良好な取引関係を継続していく一助になると考えているからであります。取引関係の継続・拡大は、当社の営業上のメリットの増大に加え、受取配当の増加および当社の中長期的な企業価値の向上にも繋がります。株式保有に合理性があると考えております。

これらの株式に係る議決権の行使は、取引先の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に勘案し、当社の企業価値の向上と株主・投資家の皆様の中長期的な利益に繋がるか否かという基準で行ないます。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

役員との取引については、決裁規程上取締役会の承認を得ることとしております。主要株主等との取引は、決裁規程に基づき取引の重要性や性質に応じて判断することで、株主平等原則に反しないように、また会社や株主共同の利益を害さないように、経済的合理性を確保して実施することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1)「経営理念」に関しては、当社ホームページ掲載の代表取締役社長 岡部貴の「メッセージ」をご参照下さい

(<http://www.cemedine.co.jp/company/message.html>「経営戦略、経営計画」)に関しては、現在公表しておりませんが、株式会社カネカが親会社となったことから、シナジー効果等を含めて内容の一部を見直ししております。見直し作業が終了した後に、公表を検討いたします。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 基本的な考え方」をご参照下さい。

(3)まず当社の取締役報酬は、取締役ごとの担当職務に対する実績を評価して定める報酬と、会社業績に応じて支給する賞与、および株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める効果を生むストックオプションで、構成されております。監査役報酬は固定報酬のみです。

取締役の報酬は、事業規模や事業内容、売上げ・利益などの業績および取締役の職務内容や責任等を勘案して決定しております。取締役の報酬額の具体的内容は、定期額給与については、社外監査役で構成する報酬検討委員会での審議を経て取締役会で決定することとし、利益連動給与およびストックオプションについては、一定の基準に基づき取締役会で決定することとしております。

(4)取締役・監査役の指名は、社内・社外を問わず幅広く、経験・経歴、人格、識見、職務執行内容、得意分野、適正なガバナンス体制のための人数等の要素を、取締役会において総合的に考慮、検討して判断しております。特に社外役員については、企業社会一般の価値観に基づいた長期的展望や当社の従前の発想とは異なった視点からのアドバイス、意見を提示していただくにあたり十分な知識と経験を有することを重視しております。

(5)取締役・監査役の指名結果は、「株主総会招集ご通知」に略歴等(特に社外役員については選任理由も)記載のうえ開示しております。

【補充原則4-1-1】

決裁規程にて、決裁事項、決裁項目、金額・対象・条件等の重要性についての区分を設け、それぞれを勘案して取締役会決議事項、経営会議決議事項、担当取締役決裁事項、および部門長決裁事項を区別して明確に規定しております。

【原則4-8.独立社外取締役の有効な活用】

現在当社の独立社外取締役は2名ですが、取締役会の3分の1は下回っております。当社は、独立社外取締役について、社外という立場から積極的に提言していただくためには単独より複数名いるほうがよりその役割を果たしていただけると考えており、複数名いることが特に重要だと考えております。取締役会の3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考えていません。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の独立性を判断するための基準について、現在は、東京証券取引所の独立性基準に従って独立性を判断しております。豊富な知見と経験から企業統治において有効な助言・提言を期待でき、本人および近親者が現在、過去において当社と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を選任することとしております。

ただし、当社としても、様々な事情を総合的に勘案して、当社の実状に照らしてより厳格な独立性の基準の策定が必要かを検討してまいります。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、接着剤・シーリング材メーカーの経営者として必要となる各分野における経験・知見・視点・能力を有する取締役からなる、バランスと多様性の確保された全体構成となるよう留意して、取締役の選任を行っております。また、当社における経験豊富な社内取締役と、当社の従前の発想とは異なった視点を持つ社外取締役または他社出身の社内取締役とのバランスも重要視しております。

取締役会の規模については、当社の事業規模と適正なガバナンス体制とのバランスを考慮して、現在は8名(うち独立社外取締役2名)としております。

【補充原則4-11-2】

他の企業の役員との兼務に関する制限は設けておりませんが、当社役員としての責務を果たすことができる範囲であることを確認しております。兼任状況については、毎年「株主総会招集ご通知」および有価証券報告書に記載しております。

【補充原則4-11-3】

現在当社では、取締役会の実効性についての分析・評価を実施しておりません。これに関して検討してまいりましたが、分析・評価手法として様々なものが考えられ、当社にはどのようなものが最適なのかの結論が出ておりません。今後も、実施する方向で引き続き検討を進めてまいります。

【補充原則4-14-2】

現段階での取締役・監査役に対するトレーニングの方針は、以下のとおりですが、これらに加えてトレーニングが必要かについての検討を進めてまいります。

- ・新任の社外取締役、社外監査役に対し、有価証券報告書や事業報告等の資料を提供して当社の事業内容の説明をし、工場等の各拠点の視察を実施しております。
- ・外部機関の開催するセミナーの紹介等、トレーニングの機会および情報を提供します。
- ・各自が随時外部講習会や交流会へ自発的に参加しております。
- ・法律事務所等、外部の専門家による講習会を定期的を実施することを検討しております。
- ・トレーニングに関する費用は、当社が負担します。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

株主アンケートなどによる、株主との対話の機会を検討しております。また情報提供全般として、事業報告書、社会・環境報告書も提供しており、また一般消費者向け展示会やホームページでも情報を発信しております。

取締役への面談の申込みに対しては、面談の趣旨・目的・内容、面談者の属性・人数等を考慮して、合理的な範囲で対応いたします。

人事総務担当取締役が、株主との対話の統括をし、IR、総務、財務、経理、法務部門等を統括する管理本部長が対話に関する補助をいたします。

対話の結果は、取締役会報告事項とします。

対話に際しては、インサイダー情報の漏えいにならないように慎重に対応いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社カネカ	7,896,900	52.06
セメダイン共栄会	1,460,400	9.62
日本ウイリング株式会社	430,000	2.83
株式会社LIXIL	300,000	1.97
三菱商事株式会社	232,500	1.53
アジアケンディジャパン株式会社	205,000	1.35

三木産業株式会社	200,000	1.31
セメダイン従業員持株会	163,740	1.07
東京材料株式会社	138,500	0.91
黒川靖生	134,000	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社カネカ (上場:東京、名古屋) (コード) 4118

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社を含む関連当事者との取引決定にあたっては、市場価格等を参考に合理的な価格とし、少数株主保護の観点から問題がないことを確認する方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
及川 隆夫	他の会社の出身者													
小町 千治	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
及川 隆夫		独立役員に指定しております。	同氏は、製造業における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、また一般株主と利益相反が生じるおそれはありませんので、独立性についても確保されていると判断しております。
小町 千治		独立役員に指定しております。	同氏は、総合商社における海外事業を含む豊富な職務経験と、金融機関における企業経営の豊富な経験や実績を有しており、また一般株主と利益相反が生じるおそれはありませんので、独立性についても確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人から年度の監査計画に関する報告を受け、意見交換するとともに、中間期および決算期において監査結果に基づく報告を受けております。また、監査役は会計監査に立ち会っております。
 監査役は、監査室長より報告を受け、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細野幸男	他の会社の出身者													
渡辺政宏	公認会計士													
水川聡	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細野幸男	<input type="checkbox"/>	独立役員に指定しております。	同氏は企業経営の豊富な経験や実績を有しており、また一般株主と利益相反が生じるおそれはありませんので、独立性についても確保されていると判断しております。
渡辺政宏	<input type="checkbox"/>	独立役員に指定しております。	同氏は公認会計士として財務会計に精通しており、また一般株主と利益相反が生じるおそれはありませんので、独立性についても確保されていると判断しております。
水川聡	<input type="checkbox"/>	独立役員に指定しております。	同氏は弁護士として企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、また一般株主と利益相反が生じるおそれはありませんので、独立性についても確保されていると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

平成20年6月27日開催の第74回定時株主総会で、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。
なお、業績連動型報酬制度は利益連動給与損金算入前経常利益(連結)に応じ、支給するものであります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、決算短信及び事業報告において、取締役に支払った報酬等、監査役に支払った報酬等のそれぞれの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、各取締役ごとの担当職務に対する実績を評価して定める報酬と会社業績に応じて支給する利益連動給与および株主とリスクを共有する観点から導入された株式報酬型ストックオプションから構成されております。具体的金額は、代表取締役、人事担当取締役および社外監査役で構成する報酬検討委員会での審議を経て、決定することとしております。
なお、監査役(社外監査役含む)の報酬等は、固定報酬のみであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役が出席する取締役会、その他重要な会議の前に原則として会議資料を事前配付しております。その他重要とおもわれる情報につきましても、その都度配付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、監査・監督等につきましては、毎月の定例取締役会の他、必要に応じて臨時の取締役会を開催し重要事項を決定しております。また経営判断を迅速かつ適切に行なえるよう、業務運営上の重要課題を審議、決定する機関として経営会議を設置し、毎月2回を目処に開催しております。

監査役監査については、全監査役が取締役会・経営会議等重要な会議には基本的にすべて出席し意見を述べる他、重要文書の閲覧や職務執行状況の聴取等を随時行い、原則として毎月2回監査役会を開催し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制をとっております。監査法人による会計監査は、東邦監査法人と監査契約を結んでおり、期中を通じて会計監査を実施しており、会計に関する問題について適切に処理できる体制となっております。なお、監査室、その他管理部門、監査役および会計監査人は随時相互に情報交換を行い、相互の連携を図っております。指名、報酬決定等につきましては、法令および内規に基づき決定されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、取締役会は社外取締役2名を含む8名で構成されており、社外取締役の持つ知見を十分活かせる体制となっております。また、現在、社外監査役3名を含む監査役4名で監査役会を構成しております。全監査役は基本的に全ての取締役会、その他重要な会議に出席しており、経営の監視機能は十分に整っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主の利便性向上のため、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等をインターネット上で提供いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IR情報の更新を随時行ない、今後も更なる充実を図ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2003年度より環境報告書を作成し、当社ホームページ上で公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス(法令等遵守)全体を統括し、推進する組織として、社長が任命したチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とし、部門長および関係会社社長を委員とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」(以下「CR管理委員会」)を設ける。

(2)取締役および全ての使用人が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「セメダイングループコンプライアンス・リスク管理マニュアル」(以下「CR管理マニュアル」)を制定し、コンプライアンスの推進に関する施策等を定める。

(3)「CR管理委員会」は、「セメダイングループ行動規範」を定め、取締役および全ての使用人に同規範(カードに記載)の常時携帯を義務づけ、コンプライアンスを自らの問題として業務の遂行にあたるよう周知させるとともに、人事総務部が主管部門となって研修等を通じてコンプライアンスの指導をする。

(4)コンプライアンスに関する社内通報制度として、CR管理委員会事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムを整備し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを明確にする。

(5)「CR管理委員会」は、これら活動を定期的に取り締役会および監査役会に報告する。

(6)コンプライアンスの状況は、監査室が監査する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)品質、環境、災害、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについて、「CR管理委員会」が組織横断的に監視および対応を行い、会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める仕組みを構築する。

(2)これらのリスクを未然に防止し、または適切に管理するために、「CR管理マニュアル」に基づき、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行う。

(3)「品質保証本部」を設置し、「安全、安心を追求する」品質保証体制を構築し、機能させている。また、社会からの環境への要請に応えることおよびグループ全体の安全衛生を統括することを目的として、「品質保証本部」内に「環境安全衛生部」を設ける。

(4)災害時の社員安否確認のために、緊急時や任意のタイミングで社員及びそのご家族にメールを一斉送信する緊急通報・安否確認システムを整備する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督を行う。

(2)取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役および執行役員が出席する経営会議を原則として毎月2回開催し、別途定める規程等に基づいて、一定の範囲の重要事項および取締役会の付議に先立つ事前審議事項に係る意思決定を機動的に行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社各社に対し、業績に関する月次報告および四半期報告を義務付け、担当する各取締役が適切に対応する。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「CR管理委員会」が当社グループ全体のリスクの監視および対応に当たる。

・「品質保証本部」が当社グループ全体の品質保証・品質管理を担当する。

・監査室が当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査する。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社における一定額以上の資産・資本の増減等財務に関する事項については、当社の経営会議決議事項とし、意思決定の役割分担を明確にする。

・当社グループ全体の販売体制については営業本部が、生産体制については生産・物流本部が、自動車関連事業戦略については自動車事業部が統括する。

(4)子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「CR管理マニュアル」「セメダイングループ行動規範」は、当社グループ共通に適用されるものとし、通報システムの範囲は当社グループ全体とする。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制に関する事項

必要に応じて監査室、人事総務部および管理部が監査役会事務局業務および監査役の職務の補助を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないことを業務分掌規程に明記し、これを徹底する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、社内通報システムによる通報状況およびその内容をすみやかに報告するものとする。監査役が出席する会議、監査役が閲覧する資料、監査役に定期的および臨時的に報告する事項等については、取締役と監査役会との協議により決定する。

(2)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制
当社グループ内においてコンプライアンス違反または重大なリスク要因を発見した者は、自らまたは上司を通じて、社内通報窓口である「CR管理委員会」にすみやかに報告するものとし、常勤監査役が当該委員会に出席し、または当該委員会が監査役会に定期報告することにより、監査役会がこれらの報告を受ける。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「CR管理委員会」事務局および外部第三者機関を情報受領者とする社内通報システムにおいては、通報者の匿名性を確保し、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを「CR管理マニュアル」で明確にする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

「監査役監査基準」において、監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を会社に提示すること、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができることを明確にする。

11. その他監査役会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役会は、当社および当社グループ各社の業務および財産の状況の調査その他監査業務の遂行にあたり、効率的な監査を実施するため、監

査室等と緊密な連携を保つものとする。また、監査役会と代表取締役およびその他取締役と必要に応じて意見交換を行う。

12.財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づき、当社および当社グループ各社の財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制(財務報告に係る内部統制)の有効性が確保されるよう、取締役会の監督のもとに内部統制委員会を置き、同委員会が中心となって同体制の適切な整備・運用を推進する。

13.反社会的勢力排除に向けた基本方針

(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する。

(2)反社会的勢力への対応については「セメダイングループ行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。

(3)不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。不当要求への対応総括部署は人事総務部(責任者:人事総務部長)とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)基本的考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然として対応し、一切の関係を遮断する体制を整備する。

(2)整備状況

反社会的勢力への対応については「セメダイン行動規範」に定め、取締役および全ての使用人に常時携帯を義務づけ周知する。不当な要求がなされた場合には、組織で対応を行い、警察・弁護士等外部機関と連携し対応する。また対応総括部署を人事総務部、不当要求防止責任者を人事総務部長とし、平時より所轄の警察署や関連団体との連携を密にし、情報収集や協力体制の構築に努める。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるためIR活動の強化などに努めておりますが、具体的買収防衛策は現在講じておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後とも安定的に企業価値を高め、株主利益に根差したコーポレート・ガバナンスを目指します。

